



いつ起こるかわからない地震災害 ～日ごろの備えと意識づくり～

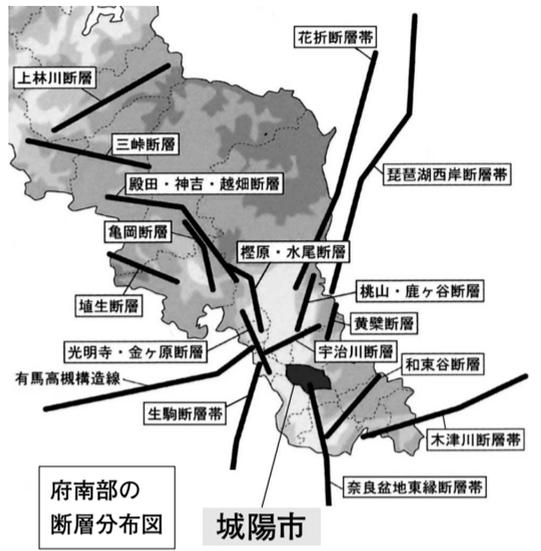
●炊き出しはおまかせください●

災害時の炊き出しボランティアとして活動されている「城陽炊会(乾秀子会長・40人)」のみなさん。日本赤十字社の城陽地区奉仕団でもあります。阪神・淡路大震災の時に集まった有志により結成され、これまでにナホトカ号重油流出事故時にも炊き出し活動で活躍されました。校区の防災訓練での指導や、マラソン大会などイベント時の数百食もの昼食提供にご協力いただいています。「住民のみなさんの意識づくりにお手伝いできれば」と乾会長。



「いつどこで起こるかわからない」、6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震は、まさにこの言葉を証明しました。この付近にある活断層で、今後30年以内に大きな地震が発生する確率は、ほぼゼロだと予測されています。それにもかかわらず、最大震度6強の地震が発生し、死傷者や建物被害、道路の寸断など、

府南部における地震発生の可能性



今年5月に中国・四川大地震、6月には岩手・宮城内陸地震と大規模地震が多発しています。城陽市でもいつ起こるかわかりませんが、台風などの風水害と違って、直前の備えが非常に難しい地震災害。この機会に、いま一度日ごろの備えと意識付けを再確認しましょう。

市の防災対策

市では、地震や台風などの災害から市民の生命財産を守るため「地域防災計画」を策定し、いざというときに迅速に対応できるように普段から訓練やパトロールを実施し、また市内に備蓄倉庫を設置し生活必需品や救助用具などを配備しています。災害の発生が予想される

多数の被害が出ました。近年、福岡県西方沖地震(平成17年)・新潟県中越沖地震(平成19年)など、国の調査対象外やその存在が知られていなかった断層での地震も相次いで発生しています。京都府が行った府地震被害想定調査では、府南部にかかる生駒断層帯により本市域で震度7の揺れが想定されています。このほか和東谷断層や木津川断層帯など大きな被害をもたらすと想定される断層が多くあります。このように、ここ城陽市でも、今すぐ大地震が起きて決しておかしくない状況にあることがわかります。

地震のときの3大心得

- 1. 身の安全を守る**
転倒の恐れのある家具から離れ、テーブルなどの下にもぐり、クッションなどで頭を覆う。
- 2. 脱出口を確保する**
ドアや窓が変形して開かなくなることがあります。揺れの合間をみてドアや窓を開け、あらかじめ逃げ口をつくっておく。
- 3. 火の始末をする**
揺れが小さいときは、ただちに火の始末をする。大地震のときは、やけどなどを避けるため、揺れがおさまってから火の始末を。ガスは元栓を締め、電気器具はスイッチを切り、コンセントも抜く。

大地震に備える！ 「わが家の防災手帳」



場合には、即座に「災害対策本部」を設置し、市内の河川や道路などの点検や応急措置、避難所の開設などを行います。また、学校などの公共施設の耐震化も計画的に進めています。

自らできること 日ごろの備え

いつでも起こるかわからない予測困難な地震に対しては、日ごろの備えと意識付けが重要です。まず家庭でできることとしてあげられるのが、衣類や照明器具、非常食など非常持ち出し袋の準備です。非常食は3日分が目安です。さらに避難場所についても家族で確認しておきましょう。阪神・淡路大震災で亡くなられた人の約9割は住宅などの倒壊が原因であったと言われています。家屋の耐震診断・家具の転倒防止も大切な備えの

みなさんへの支援

みなさんの日ごろの備えに参考となる「わが家の防災手帳」を配布していますのでご覧ください。お手元がない人はお問い合わせください。「安心安全情報ネットワーク」に登録すると家庭でのパソコンや携帯電話で災害情報を入手できます。市では今後もまさかの災害に備え、みなさんの安心のため、さまざまな取り組みを進めてまいります。

覚えておきましょう 近くの避難場所 関防災課☎(56)4045

| | |
|--|--|
| 第1段階 (9カ所) 自主避難を希望されたとき | 北部コミセン・東部コミセン・今池コミセン・南部コミセン・青谷コミセン・陽和苑・陽東苑・陽寿苑・陽幸苑 |
| 第2段階 (19カ所) 自主避難者が多くなると予想される時 | 第1段階の避難所と市内全小学校 |
| 第3段階 (全避難所) 全避難所の開設が必要と認められるとき | 第2段階の避難所と以下の避難所 |
| ・北城陽中学校 ・古川保育園 ・久津川児童公園 ・平川幼稚園 ・久津川保育園 ・里の西保育園 ・正道官衙遺跡 ・久世保育園 ・城陽ローンテニス ・東城陽中学校 ・深谷幼稚園 ・城陽市民体育館 | ・青少年野外活動総合センター ・城陽高等学校 ・白鳥幼稚園 ・城陽中学校 ・鴻の巣会館 ・鴻の巣保育園 ・鴻ノ巣山運動公園 ・保健センター ・くぬぎ保育園 ・文化パルク城陽 ・明輪学園 ・寺田西保育園 ・西城陽中学校 |
| | ・佐伯幼稚園 ・木津川河川敷運動広場 ・西城陽高等学校 ・枇杷庄保育園 ・枇杷庄公園 ・清心保育園 ・史跡森山遺跡 ・南城陽中学校 ・青谷保育園 ・府立心身障害者福祉センター体育館(サン・アビリティーズ城陽) |

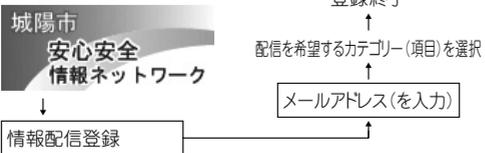
※災害の種類により場所が変わることがあります

市ホームページの安心安全情報ネットワークで「防災情報」をご覧いただけます ★Eメール・携帯電話で「防災情報」を受信できます

※Eメール・携帯電話で受信するためには登録が必要です
(市ホームページの安心安全マップ・安心安全掲示板の閲覧には登録は不要です)

〈パソコンから登録する場合〉

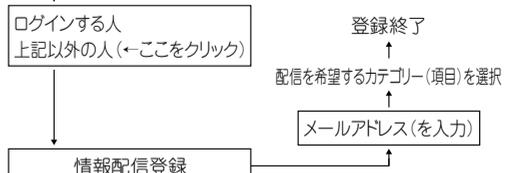
市ホームページへアクセス
(http://www.city.joyo.kyoto.jp/)



〈携帯電話から登録する場合〉

★地図を利用した情報の閲覧はできません

城陽市安心安全情報ネットワークへアクセス
(http://anshin.city.joyo.kyoto.jp/Community/mobile/)



※詳しくは総務電算情報課☎(56)4016へ

受給者証などを更新します

● 国保医療課 ☎(56) 4038・☎(56) 4039

「高齢受給者証」 ☆70～74歳

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は7月31日です。新しい受給者証は、平成19年中の収入状況に応じて、窓口負担割合の区分(1割または3割)を判定したうえで、7月下旬に送付します。(表1・2参照)

有効期限の切れた受給者証は、市役所国保医療課や久津川と青谷のふれあい市民サービスコーナーなどに設置している旧証回収箱に返却してください。

【税制改正に伴う2年間の経過措置が7月で終わります】
自己負担限度額について

<表1>70歳以上の自己負担限度額(月額)

| 3割 | 現役並み所得者 | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) | |
|----|---------|----------|--|---------|
| | | 44,400円 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※過去12カ月間で4回目以降は44,400円 | |
| 1割 | 課税世帯 | 一般 | 12,000円 | 44,400円 |
| | | 区分Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| | | 区分Ⅰ | 8,000円 | 15,000円 |

<表2>高齢受給者の自己負担限度額区分の判定基準

☆対象は、70歳の誕生日の翌月から75歳の誕生日前日までの国保被保険者※他保険の人・一定の障害がある人で長寿医療(後期高齢者医療)制度加入者は除く

| 3割負担 | 現役並み所得者 | 70歳以上の国保被保険者のうち、課税所得が145万円以上の国保被保険者(70～74歳)が同一世帯にいる人(※1)(※2) |
|------|---------|--|
| 1割負担 | 一般 | 現役並み所得者、区分Ⅰ・Ⅱ以外の人 |
| | 区分Ⅱ | 同一世帯の世帯主および国保被保険者全員が住民税非課税の人 |
| | 区分Ⅰ | 同一世帯の世帯主および国保被保険者全員が住民税非課税で、それぞれが所得のない人※年金の所得は控除額を80万円として計算 |

(※1)国保被保険者の70歳以上単身世帯で収入が383万円未満・複数世帯で収入が520万円未満の場合、申請により1割の区分となります(※2)後期高齢者医療制度創設に伴う経過措置については、今までは70歳以上の国保被保険者(国保老健対象者含む)の収入を元に負担割合・自己負担限度額を決定していましたが、8月からは国保被保険者のみの収入で判定されます。これに伴い、高齢受給者単身世帯で課税所得が145万円以上の方は、負担が3割となりますが、平成22年7月までの2年間、収入が383万円以上で4月以降、国保から後期高齢者医療制度に移った人の収入との合計が520万円未満の場合、申請により自己負担限度額が「一般」となります(※1・2いずれも)該当すると思われる世帯には、7月中旬に申請書を送付しますが、該当されない世帯には申請書は送付いたしません

<表3>入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)

| 一般(住民税課税世帯の人) | | 260円 | |
|---------------|------------------|--|------|
| 世帯非課税 | 70歳未満の国保被保険者・区分Ⅱ | 90日までの入院 過去12カ月間で90日を超える入院(長期該当の再度の申請による) | 210円 |
| | 区分Ⅰ | 160円 | |
| | 区分Ⅰ | 100円 | |

※区分Ⅰ・Ⅱは、国保高齢受給者が対象

<表4>70歳未満の自己負担限度(月額)

| 区分「認定証表示」 | 自己負担限度額 | 4回目以降(※2) |
|----------------|--------------------------------|-----------|
| 区分「A」上位所得者(※1) | 150,000円+総医療費が500,000円を超えた分の1% | 83,400円 |
| 区分「B」一般 | 80,100円+総医療費が267,000円を超えた分の1% | 44,400円 |
| 区分「C」住民税非課税世帯 | 35,400円 | 24,600円 |

(※1)国民健康保険料の算定基礎となる基礎控除後の総所得が600万円を超える世帯、および所得申告の必要があるがされていない人のいる世帯(※2)同じ世帯での過去12カ月間の高額医療費支給決定の回数

青少年の健全育成のために、家庭や地域(自治会・子ども会など)でご利用ください。(無料)

☆16ミリフィルム…カメラの冒険・ミッキーマウスとプルートの冒険・おぼろぎの冒険・おぼろぎの冒険・おぼろぎの冒険

☆ビデオ…子どもの失敗を生かす・親子の対

「弁償する・してもら」などの対応で相手まかせだったり、放置したりすると不利益を被ることがあります。ぜひ、ご利用ください。

▼相談日 毎週火・木曜日の午前9時～午後4時

▼場所 市民活動支援室(秘密厳守・相談無料) 市民活動支援室 ☎(56) 4001

視聴覚教材の貸出

文が必要(作文の内容は自分の将来の進路や応募動機など) 国教育総務課 ☎(56) 4003

「利用ください」 交通事故相談

「弁償する・してもら」などの対応で相手まかせだったり、放置したりすると不利益を被ることがあります。ぜひ、ご利用ください。

▼相談日 毎週火・木曜日の午前9時～午後4時

▼場所 市民活動支援室(秘密厳守・相談無料) 市民活動支援室 ☎(56) 4001

て、経過措置により「一般」の適用を受けていた課税所得が213万円未満の人・高齢者単身世帯で収入が484万円未満の人・高齢者複数世帯で収入が621万円未満の人は、8月から「現役並み所得者」になります。自己負担限度額と入院時の食事代について「区分Ⅱ」の適用を受けていた住民税課税の人で、地方税法上の住民税に係る経過措置対象者(平成17年1月1日現在において65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の人)だけの世帯の70歳以上の住民税非課税の人は、8月から「一般」となります。

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

注意事項 国民健康保険料を納めている人・計画により納めている人に交付することができません。

◎「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」☆年齢制限なし
入院時の医療費について、認定証を医療機関窓口で提示すれば、支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食事代を減額できます。同一世帯の世帯主および国保被保険者全員が平成20年度住民税非課税の人に交付されます。

○平成20年度に新たに課税世帯になった人は、更新できません。○「老年者に係る住民税非課税措置」は7月末で廃止されます。○認定証の交付を受けていない方も、要件に該当する場合は認定できますので、申請してください。

て、認定証を医療機関窓口で提示すれば支払いが自己負担限度額までとなります(表4参照)。認定証は、申請された月の初日から適用されます。

認定証を医療機関窓口で提示すれば支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食事代を減額できます。同一世帯の世帯主および国保被保険者全員が平成20年度住民税非課税の人に交付されます。

更新に必要な物 後期高齢者医療被保険者証、更新用申請書、印かん、身体障害者手帳など、所得証明書(平成20年1月1日現在、住所が市外の人・扶養義務者・配偶者)

有効期限は7月31日まで

でです。引き続き該当する人には、7月中に新しい受給者証(黄色)を郵送します。該当しない人には該当しない旨の通知をします。

入院時などの医療費が減額できる「福祉医療費の一部負担金限度額適用認定証」も、有効期限は7月31日までです。世帯全員が平成20年度の住民税非課税の場合は、8月中に更新の手続きを行ってください。

更新に必要な物 後期高齢者医療被保険者証、更新用申請書、印かん、身体障害者手帳など、所得証明書(平成20年1月1日現在、住所が市外の人・扶養義務者・配偶者)

有効期限は7月31日まで

更新に必要な物 後期高齢者医療被保険者証、更新用申請書、印かん、身体障害者手帳など、所得証明書(平成20年1月1日現在、住所が市外の人・扶養義務者・配偶者)

有効期限は7月31日まで

「高齢受給者証」 ☆70～74歳

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は7月31日です。新しい受給者証は、平成19年中の収入状況に応じて、窓口負担割合の区分(1割または3割)を判定したうえで、7月下旬に送付します。(表1・2参照)

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

「高齢受給者証」 ☆70～74歳

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は7月31日です。新しい受給者証は、平成19年中の収入状況に応じて、窓口負担割合の区分(1割または3割)を判定したうえで、7月下旬に送付します。(表1・2参照)

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

受給者証などを更新します

● 国保医療課 ☎(56) 4038・☎(56) 4039

「高齢受給者証」 ☆70～74歳

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は7月31日です。新しい受給者証は、平成19年中の収入状況に応じて、窓口負担割合の区分(1割または3割)を判定したうえで、7月下旬に送付します。(表1・2参照)

有効期限の切れた受給者証は、市役所国保医療課や久津川と青谷のふれあい市民サービスコーナーなどに設置している旧証回収箱に返却してください。

【税制改正に伴う2年間の経過措置が7月で終わります】
自己負担限度額について

<表1>70歳以上の自己負担限度額(月額)

| 3割 | 現役並み所得者 | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) | |
|----|---------|----------|--|---------|
| | | 44,400円 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※過去12カ月間で4回目以降は44,400円 | |
| 1割 | 課税世帯 | 一般 | 12,000円 | 44,400円 |
| | | 区分Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| | | 区分Ⅰ | 8,000円 | 15,000円 |

<表2>高齢受給者の自己負担限度額区分の判定基準

☆対象は、70歳の誕生日の翌月から75歳の誕生日前日までの国保被保険者※他保険の人・一定の障害がある人で長寿医療(後期高齢者医療)制度加入者は除く

| 3割負担 | 現役並み所得者 | 70歳以上の国保被保険者のうち、課税所得が145万円以上の国保被保険者(70～74歳)が同一世帯にいる人(※1)(※2) |
|------|---------|--|
| 1割負担 | 一般 | 現役並み所得者、区分Ⅰ・Ⅱ以外の人 |
| | 区分Ⅱ | 同一世帯の世帯主および国保被保険者全員が住民税非課税の人 |
| | 区分Ⅰ | 同一世帯の世帯主および国保被保険者全員が住民税非課税で、それぞれが所得のない人※年金の所得は控除額を80万円として計算 |

(※1)国保被保険者の70歳以上単身世帯で収入が383万円未満・複数世帯で収入が520万円未満の場合、申請により1割の区分となります(※2)後期高齢者医療制度創設に伴う経過措置については、今までは70歳以上の国保被保険者(国保老健対象者含む)の収入を元に負担割合・自己負担限度額を決定していましたが、8月からは国保被保険者のみの収入で判定されます。これに伴い、高齢受給者単身世帯で課税所得が145万円以上の方は、負担が3割となりますが、平成22年7月までの2年間、収入が383万円以上で4月以降、国保から後期高齢者医療制度に移った人の収入との合計が520万円未満の場合、申請により自己負担限度額が「一般」となります(※1・2いずれも)該当すると思われる世帯には、7月中旬に申請書を送付しますが、該当されない世帯には申請書は送付いたしません

<表3>入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)

| 一般(住民税課税世帯の人) | | 260円 | |
|---------------|------------------|--|------|
| 世帯非課税 | 70歳未満の国保被保険者・区分Ⅱ | 90日までの入院 過去12カ月間で90日を超える入院(長期該当の再度の申請による) | 210円 |
| | 区分Ⅰ | 160円 | |
| | 区分Ⅰ | 100円 | |

※区分Ⅰ・Ⅱは、国保高齢受給者が対象

<表4>70歳未満の自己負担限度(月額)

| 区分「認定証表示」 | 自己負担限度額 | 4回目以降(※2) |
|----------------|--------------------------------|-----------|
| 区分「A」上位所得者(※1) | 150,000円+総医療費が500,000円を超えた分の1% | 83,400円 |
| 区分「B」一般 | 80,100円+総医療費が267,000円を超えた分の1% | 44,400円 |
| 区分「C」住民税非課税世帯 | 35,400円 | 24,600円 |

(※1)国民健康保険料の算定基礎となる基礎控除後の総所得が600万円を超える世帯、および所得申告の必要があるがされていない人のいる世帯(※2)同じ世帯での過去12カ月間の高額医療費支給決定の回数

青少年の健全育成のために、家庭や地域(自治会・子ども会など)でご利用ください。(無料)

☆16ミリフィルム…カメラの冒険・ミッキーマウスとプルートの冒険・おぼろぎの冒険・おぼろぎの冒険

☆ビデオ…子どもの失敗を生かす・親子の対

「弁償する・してもら」などの対応で相手まかせだったり、放置したりすると不利益を被ることがあります。ぜひ、ご利用ください。

▼相談日 毎週火・木曜日の午前9時～午後4時

▼場所 市民活動支援室(秘密厳守・相談無料) 市民活動支援室 ☎(56) 4001

視聴覚教材の貸出

文が必要(作文の内容は自分の将来の進路や応募動機など) 国教育総務課 ☎(56) 4003

「利用ください」 交通事故相談

「弁償する・してもら」などの対応で相手まかせだったり、放置したりすると不利益を被ることがあります。ぜひ、ご利用ください。

▼相談日 毎週火・木曜日の午前9時～午後4時

▼場所 市民活動支援室(秘密厳守・相談無料) 市民活動支援室 ☎(56) 4001

て、経過措置により「一般」の適用を受けていた課税所得が213万円未満の人・高齢者単身世帯で収入が484万円未満の人・高齢者複数世帯で収入が621万円未満の人は、8月から「現役並み所得者」になります。自己負担限度額と入院時の食事代について「区分Ⅱ」の適用を受けていた住民税課税の人で、地方税法上の住民税に係る経過措置対象者(平成17年1月1日現在において65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の人)だけの世帯の70歳以上の住民税非課税の人は、8月から「一般」となります。

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

注意事項 国民健康保険料を納めている人・計画により納めている人に交付することができません。

◎「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」☆年齢制限なし
入院時の医療費について、認定証を医療機関窓口で提示すれば、支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食事代を減額できます。同一世帯の世帯主および国保被保険者全員が平成20年度住民税非課税の人に交付されます。

○平成20年度に新たに課税世帯になった人は、更新できません。○「老年者に係る住民税非課税措置」は7月末で廃止されます。○認定証の交付を受けていない方も、要件に該当する場合は認定できますので、申請してください。

て、認定証を医療機関窓口で提示すれば支払いが自己負担限度額までとなります(表4参照)。認定証は、申請された月の初日から適用されます。

認定証を医療機関窓口で提示すれば支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食事代を減額できます。同一世帯の世帯主および国保被保険者全員が平成20年度住民税非課税の人に交付されます。

更新に必要な物 後期高齢者医療被保険者証、更新用申請書、印かん、身体障害者手帳など、所得証明書(平成20年1月1日現在、住所が市外の人・扶養義務者・配偶者)

有効期限は7月31日まで

でです。引き続き該当する人には、7月中に新しい受給者証(黄色)を郵送します。該当しない人には該当しない旨の通知をします。

入院時などの医療費が減額できる「福祉医療費の一部負担金限度額適用認定証」も、有効期限は7月31日までです。世帯全員が平成20年度の住民税非課税の場合は、8月中に更新の手続きを行ってください。

更新に必要な物 後期高齢者医療被保険者証、更新用申請書、印かん、身体障害者手帳など、所得証明書(平成20年1月1日現在、住所が市外の人・扶養義務者・配偶者)

有効期限は7月31日まで

更新に必要な物 後期高齢者医療被保険者証、更新用申請書、印かん、身体障害者手帳など、所得証明書(平成20年1月1日現在、住所が市外の人・扶養義務者・配偶者)

有効期限は7月31日まで

「高齢受給者証」 ☆70～74歳

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は7月31日です。新しい受給者証は、平成19年中の収入状況に応じて、窓口負担割合の区分(1割または3割)を判定したうえで、7月下旬に送付します。(表1・2参照)

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

この認定証は、前年の課税・収入状況により自己負担限度額を判定し、8月から翌年7月までの1年間に有効期限となっています。現在お持ちの方は、申請用紙を7月下旬に送付しますので、改めて申請をお願いします。窓口で申請される場合は、保険証・印かんをお持ちください(郵送可)。▼

受給者証などを更新します

● 国保医療課 ☎(56) 4038・☎(56) 4039

「高齢受給者証」 ☆70～74歳

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は7月31日です。新しい受給者証は、平成19年中の収入状況に応じて、窓口負担割合の区分(1割または3割)を判定したうえで、7月下旬に送付します。(表1・2参照)

有効期限の切れた受給者証は、市役所国保医療課や久津川と青谷のふれあい市民サービスコーナーなどに設置している旧証回収箱に返却してください。

【税制改正に伴う2年間の経過措置が7月で終わります】
自己負担限度額について

<表1>70歳以上の自己負担限度額(月額)

| 3割 | 現役並み所得者 | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) | |
|----|---------|----------|--|---------|
| | | 44,400円 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※過去12カ月間で4回目以降は44,400円 | |
| 1割 | 課税世帯 | 一般 | 12,000円 | 44,400円 |
| | | 区分Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| | | 区分Ⅰ | 8,000円 | 15,000円 |

<表2>高齢受給者の自己負担限度額区分の判定基準

☆対象は、70歳の誕生日の翌月から75歳の誕生日前日までの国保被保険者※他保険の人・一定の障害がある人で長寿医療(後期高齢者医療)制度加入者は除く

| 3割負担 | 現役並み所得者 | 70歳以上の国保被保険者のうち、課税所得が145万円以上の国保被保険者(70～74歳)が同一世帯にいる人(※1)(※2) |
|------|---------|--|
| 1割負担 | 一般 | 現役並み所得者、区分Ⅰ・Ⅱ以外の人 |
| | 区分Ⅱ | 同一世帯の世帯主および国保被保険者全員が住民税非課税の人 |
| | 区分Ⅰ | 同一世帯の世帯主および国保被保険者全員が住民税非課税で、それぞれが所得のない人※年金の所得は控除額を80万円として計算 |

(※1)国保被保険者の70歳以上単身世帯で収入が383万円未満・複数世帯で収入が520万円未満の場合、申請により1割の区分となります(※2)後期高齢者医療制度創設に伴う経過措置については、今までは70歳以上の国保被保険者(国保老健対象者含む)の収入を元に負担割合・自己負担限度額を決定していましたが、8月からは国保被保険者のみの収入で判定されます。これに伴い、高齢受給者単身世帯で課税所得が145万円以上の方は、負担が3割となりますが、平成22年7月までの2年間、収入が383万円以上で4月以降、国保から後期高齢者医療制度に移った人の収入との合計が520万円未満の場合、申請により自己負担限度額が「一般」となります(※1・2いずれも)該当すると思われる世帯には、7月中旬に申請書を送付しますが、該当されない世帯には申請書は送付いたしません

<表3>入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)

| 一般(住民税課税世帯の人) | | 260円 | |
|---------------|------------------|--|------|
| 世帯非課税 | 70歳未満の国保被保険者・区分Ⅱ | 90日までの入院 過去12カ月間で90日を超える入院(長期該当の再度の申請による) | 210円 |
| | 区分Ⅰ | 160円 | |
| | 区分Ⅰ | 100円 | |

※区分Ⅰ・Ⅱは、国保高齢受給者が対象

<表4>70歳未満の自己負担限度(月額)

| 区分「認定証表示」 | 自己負担限度額 | 4回目以降(※2) |
|----------------|---------|-----------|
| 区分「A」上位所得者(※1) | 150,000 | |

保健センター

☎(55)1111



ママパパ教室 「お風呂の入れ方 コース」

赤ちゃんのお風呂の入れ方を、人形を使って実習し、さらに乳房手当ての講習も行います。ぜひ、お越しください。

▼日時 8月1日(金)午後1時15分～4時
▼場所 保健センター
▼対象 妊婦さんとその家族
▼持ち物 母子健康手帳・筆記用具 ※申込不要

各種健診(検診)

※12月27日まで

健診(検診)をうけて、身体の健康管理を始めましょう(表1参照)
▼持ち物 特定健診・健康保険診査:受診券・健康保険証
その他:他の健診(検診)

予防接種

▼種目・対象 (表2参照)
▼実施場所 個別予防接種協力医療機関(平成20年度健康カレンダーに掲載) ※要予約
▼その他 ○当日になって急病その他の理由で見

合わせる場合は、再予約をしましょう ○急な副反応は30分以内に起こることがあります、静かにしておきましょう。また、お子さんのようすを観察し、医師とすぐに連絡を取れるようにしましょう ○予防接種は一定の期間が過ぎないと他の予防接種を受けることができません ○対象の範囲内は費用は全額公費負担です ※日本脳炎予防接種は、現在も積極的な受診勧奨を見合わせています。希望者は、受けることができますが、接種には同意書が必要です ☆詳しくは健康カレンダーや予防

<表1> 健診(検診)一覧表

| 項目 | 対象 | 一部負担金 | 内容 |
|--------------|----------------------|--------|-----------------------|
| 特定健診※1 | 40～74歳の市国民健康保険被保険者 | 1,000円 | 問診・血圧・腹囲測定・血液検査・尿検査など |
| 健康診査 | 長寿(後期高齢者)医療制度加入者 | 無料 | 問診・血圧・尿検査・血液検査など |
| 生活機能評価生活機能検査 | 65歳以上で介護認定を受けていない人 | 無料 | 問診(必要な人には貧血・心電図検査) |
| 大腸がん検診 | 40歳以上 | 700円 | 便の潜血反応検査 |
| 前立腺がん検診 | 55歳以上の男性 | 300円 | 血液検査 |
| 肝炎ウイルス検診※2 | 40歳以上で過去に未受診の人 | 600円 | 血液検査(事前申込制) |
| 乳がん検診 | 40歳以上で元号が偶数年生まれの女性 | 1,000円 | 問診・視診・触診・マンモグラフィー |
| 子宮がん検診※3 | 20歳以上で元号が偶数年生まれの女性 | 1,100円 | 内診・採集物の検査 |
| 成人歯科健診※2 | 昭和12・22・32・42年度生まれの人 | 500円 | 歯と口腔内の健診(事前申込制) |

※1 40～74歳で市国民健康保険加入者以外は、加入されている健康保険組合にお問い合わせください
※2 保健センターへ直接か電話で要申込
※3 城陽市・宇治市以外での受診希望者は保健センターへ要申込

<表2> 年長児から高校3年生までに受ける予防接種

| 種目 | 二種混合※1 | 麻しん風しん混合 | | |
|-------|---------------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | | 第2期 | 第3期 | 第4期 |
| 対象 | 11～13歳未満(標準では小学6年生) | 年長児(平成14年4月2日～15年4月1日生まれ) | 中学1年生相当(平成7年4月2日～8年4月1日生まれ) | 高校3年生相当(平成2年4月2日～3年4月1日生まれ) |
| 期限・回数 | 13歳の誕生日の前日までに1回接種 | 平成21年3月31日(火)までに1回接種 | | |

※1 ジフテリア・破傷風混合

生け垣の剪定

きれいに刈り込まれた生け垣は美しい街の景観形成に役立っています。生け垣を美しく維持するには定期的に剪定を行う必要があります。今回は生け垣の剪定についてご紹介します。



▲切り揃えられた生け垣

☆剪定の時期

ほとんどの生け垣に利用されている常緑樹は、春から伸びた新芽が固まる今の時期と、秋に伸びた新芽が固まる11月～12月ごろが剪定の適期です。ただし常緑樹でも花が咲くサザンカなどは花後すぐに剪定します。また常緑樹以外の花木を生け垣に利用している場合は、花芽が花後に伸びた新芽につくられるため、この時期に枝先を剪定すると花が咲かなくなりますので、花後すぐに剪定するようにします。

☆美しく剪定するポイント

樹木は上部ほど強い芽を吹き、長く伸びるので、生け垣の下部よりも上部を強く刈り込むようにします。生け垣の断面が台形状になるようにイメージして剪定します。次に生け垣の上面を刈ります。刈る高さを決めて端の枝にひもを結び、水平に伸ばして反対側の端の枝に結びます。このひもを目印にして刈っていきます。このときに生け垣の上面と側面の角をはっきりさせるように剪定すると美しく仕上がります。

☆剪定後の管理

剪定後は生け垣の根元に緩効性の化成肥料を控えめに施します。肥料はこの時期と2月の年2回、根元を軽く掘り、緩効性の化成肥料か油かすなどの有機肥料を施し埋め戻しておきます。11月～12月ごろに再度剪定することで枝が密になり、美しい生け垣になります。

詳しいことは、緑の相談員にお尋ねください。

都市計画課 ☎(56)4068

緑のワンポイント・アドバイス



有害鳥の捕獲などを行います

産業活性室 ☎(56)4005

ムクドリやドバト・カラスなどの有害鳥を、銃器を使って捕獲などをします。ご協力をお願いします。

▶日時 7月27日、8月3日・10日・17日のいずれも日曜日 6:30～10:00 ▶場所 国道24号西側の寺田荒州、水主、富野、青谷および国道24号東側の観音堂の各農地

録料・年会費不要
【講習会】※援助会員希望者は要受講
▼日時 8月5日(火)午前9時30分～午後12時30分
▼場所 福祉センター
1 写真(2・5×3センチで半年以内に撮影※スナップ不可) 2枚と印鑑を
2 園・園会員となる人の顔
3 園・園会員となる人の顔
4 園・園会員となる人の顔

接種手帳などをご覧ください
休日急病診療所をご利用ください
急な発熱・カゼ症状など、身体の具合が悪くなった時は、気軽にご利用ください。
▼診療科目 内科・小児科
▼診療日 日曜日、祝日、振替休日、年末年始

フアンサポ会員を募集
援助会員:市内在住で育児の援助を行いたい人
依頼会員:市内在住・在勤で生後43日目～概ね10歳の子がいて、育児の援助を受けたい人
▼活動内容 保育所・幼稚園などの送迎、保育開始前・終了後の預かりなど、短期的で軽易な援助の利用料「平日の午前7時～午後8時:700円、これ以外の時間:800円」、交通費など ※登録料・年会費不要
【講習会】※援助会員希望者は要受講
▼日時 8月5日(火)午前9時30分～午後12時30分
▼場所 福祉センター
1 写真(2・5×3センチで半年以内に撮影※スナップ不可) 2枚と印鑑を
2 園・園会員となる人の顔
3 園・園会員となる人の顔
4 園・園会員となる人の顔

昼休みの窓口 事務を拡大
課税課では、昼休みに課税証明と評価証明の発行を行っています。さらに8月1日から、バイク(125cc以下)の登録・廃車の受付、軽自動車の手帳納税証明書の

留守宅火災を防止しよう!
夏休みが始まり、家族で海や山へ出かけるなど留守になることが多くなります。この時期、注意しなければいけないのが「留守宅火災」です。留守宅からの火災は発見が遅れ、大きな火災につながります。お出かけ前には次のことに注意し、防火対策を心がけましょう。
■必ず火の元の点検をする
■長期留守のときは、隣近所に声をかける
■家の周りの燃えやすいものは片づける、など
5 園消防本部 ☎(54)011

留守宅火災を防止しよう!
夏休みが始まり、家族で海や山へ出かけるなど留守になることが多くなります。この時期、注意しなければいけないのが「留守宅火災」です。留守宅からの火災は発見が遅れ、大きな火災につながります。お出かけ前には次のことに注意し、防火対策を心がけましょう。
■必ず火の元の点検をする
■長期留守のときは、隣近所に声をかける
■家の周りの燃えやすいものは片づける、など
5 園消防本部 ☎(54)011

ぱれっとJOYO夏まつり
園 ☎(54)7545
▶日時 7月25日(金)17:00～20:00
☆アクティブ・城陽商店街夏まつりと同時開催
▶場所 ぱれっとJOYO ※駐車場なし
▶内容 夏の夜コンサート、手作り体験…タイルマグネット～「つまようじ」で絵や文字を描く～、模擬店…「城陽の桃・梅を使ったぱれっとジュース」・「ソースでお絵描きたこせん」・「和風うめえチヂミ」、夏にチャレンジしたい事を言葉にしよう!
▶参加費 手作り体験ほか一部有料

【さんさんフェスタ企画運営委員募集】
男女共同参画社会の実現に向け、講演や展示・ワークショップなどを行う「さんさんフェスタ」を開催します。
▶資格 市民・市民団体 ▶定員 5人程度※多数の場合抽選 ▶任期 平成21年3月末まで ▶開催日 2月下旬(予定) 園①市民団体…団体名、活動の趣旨、主な活動内容、委員希望者の住所・氏名・電話番号 ②個人…住所、氏名、電話番号、応募動機を明記し、①②いずれも、ぱれっとJOYO [〒610-0121 寺田林ノ口11-114 Fax(55)5601] へファクスが郵送※8月10日(日)まで

インフォメーション

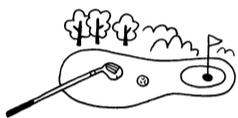
☎…問い合わせ ☎…申込方法
※詳しくはそれぞれへお問い合わせください

スポーツ

☘城陽市歩こう会
8月の歩こう会
高雄一小倉山(約10キロ)

▶日程 8月3日(日)9:00高雄
バス停集合 ▶交通 JR京都
駅前周山行バス 8:10発に乗
車 ▶参加費 1,000円(12回
通用) ▶持ち物 弁当、水筒、
雨具 ☎四元氏☎(53)7013
※18時以降

☘市民総体ゴルフ大会



▶日時 8月13日(水)7:30集
合 ▶場所 城陽カントリー倶
楽部・東コース ▶種目 ①市
民総体の部(ダブルペリア方式)
②府民総体市予選会の部(スク
ラッチ方式) ▶対象 市内在
住・在勤の人 ▶定員 ①②合
わせて先着60人 ▶参加費
1,000円(当日徴収)およびプレ

一費15,000円(キャディ・懇親
会費含む) ㊦8月4日(月)まで
に住所、氏名、電話番号、参加
種目を明記し、ファクスで体育
協会事務局 [FAX(56)0801]
またはゴルフ協会 [FAX(53)
3712] へ ☎体育協会事務局
☎(56)4048・ゴルフ協会☎
(54)3028

官公署など

☘社会福祉法人青谷学園
リサイクル自転車販売会

▶日時 8月2日(土)10:00
から ※雨天決行 ▶場所 市
役所駐車場 ▶販売台数 20
台程度 ▶販売価格 3,500円
から ※防犯登録料500円別途
※青谷学園では随時販売。府
自転車軽自動車商協同組合城陽
支部が安全点検に協力 ☎青
谷学園☎(55)8800

☘改正最低賃金法が
7月1日から施行されました

今回の改正は①法違反にかか
る罰則規定の強化 ②労働能力
が低い労働者などに対する減額
特例措置の適用 ③派遣労働者
に対する最低賃金の適用 ④監
督機関への申告規定の新設が主
な内容です。☎京都労働局労働
基準部☎075(241)3215

東京地方検察庁の名前をかたった不審な電
話が相次いでいます。

電話の内容は、音声ガイダンスで「東京地
検です。昨日、召喚状を送りましたので、
プッシュホンで0か7を押してください」と
流れ、ボタンを押すと「〇〇番にかけてくだ
さい」と言って電話が切断する場合と、肉声

くらしの110番

不審な電話にご注意

産業活性室
☎(56)4018

鴻ノ巣山夏まつり

▶日程 7月27日(日) 総合運
動公園レクリエーションゾー
ンの広場 ▶内容 ○夜店…
16:00から(たこ焼き、きゃ
べつ焼き、わらびもち、生ピ
ール、ジュース、おもちゃなど)
○イベント…17:00から(MI
TSU、江州音頭愛好会、レイ
ミリミリ・フラスタジオ、韓国
伝統芸能・シンファ、S-Rays
CHUCKS、踊屋本舗・響)
☎プラムイン城陽☎(58)0010

市民プール開催中

開園期間 8月31日(日)まで
開園時間 10:00~17:00
入園料 大人(高校生以上)200円
子ども(中学生以下)100円



☎市民プール☎(56)3133

で「あなたはカード詐欺の被害にあっている。
あなた名義のクレジットカードが偽造されて
いる。あなたの被害額は〇〇円で、供託金を
支払えば被害金が戻ることがある」などと言
って個人情報を聞き出そうとするものです。
この他にも「カニは好きか」とか「ニンニ
クの見本を送る」という電話があったという
情報が多数寄せられています。

今のところ、具体的な被害は確認されてい
ませんが、今後、金銭の支払を求めるなどの
悪質な行為も予想されます。

不審な電話には十分にご注意ください。

文化パル通信

市立図書館☎(53)4000

パルク夏まつり子どもライブラリースペシャル
くみどりのどんどこおはなしライブ

テーブル人形劇

▶日時 7月27日(日)14:00~15:30

▶場所 文化パルク城陽3階会議室

※申込不要・無料。多数お越しください



イベント・講座

文化協会 ☎(55)1210

市民教養講座

①「パソコン教室」

▶日時 9月4日~25日の木曜日10:00~12:00 ▶場所 文化
協会 ▶講師 井上清貴氏 ▶参加費 2,500円(4回分)※材料費
含む ▶持ち物 筆記用具・ノートパソコン(Windows Me以上)、
マウス・マウスパット ▶定員 20人

②「漢詩入門」

▶日時 9月5日~19日の金曜日13:30~15:30 ▶場所 文化
協会 ▶講師 前尾有人氏 ▶参加費 2,500円(3回分)※材料費
含む ▶持ち物 筆記用具、ある人は漢字辞典 ▶定員 20人
※多数の場合抽選。なお、応募者が少ない場合は開講できないこと
があります

㊦①②いずれも8月6日(水)必着で往復ハガキに住所、氏名、電話
番号、年齢、講座名を記入のうえ、〒610-0121寺田樋尻48-19
文化協会へ ※返信用には申し込み者の宛先を記入

観光協会 ☎(56)4029

鴨谷の滝・高塚林道・椎尾ノ滝をめぐる
アドベンチャー・ウォークと温泉を楽しむ
第3回「鴨谷の滝ツアー」(約3.6キロ)

▶日時 8月10日(日)9:15上方温泉一休の広場集合・11:30ご
ろ解散 ※雨天中止 ▶コース 鴨谷の滝・高塚林道・椎尾ノ滝
▶定員 先着50人 ※山道、沢歩きに自信のある人 ▶参加費
700円(入湯料、記念品、保険料など) ▶その他 参加者は上方温
泉一休の向かい側に駐車 ㊦・㊧直接か電話

働く女性の家 ☎(55)1002

美と健康のフラメンコ講座

▶日時 8月28日(木)、9月3日(水)・11日(木)・17日(水)いず
れも19:00~21:00 ▶場所 働く女性の家 ▶定員 先着15人
▶対象 市内在住・在勤の女性 ▶講師 森 小百合氏 ※無料
㊦・㊧来館か電話

動物愛護写真コンクールの作品募集!

▶テーマ 人と動物とのふれあい※哺乳類・鳥類・爬虫類のペ
ットに限る ▶規格 四つ切(カラー、白黒いずれも可)。パン
コプリントも可) ▶応募点数 1人2点以内 ▶応募資格
府内在住・在勤・在学の人 ▶募集期間 9月1日(月)~30日
(火) ▶その他 ○未発表のものに限る○入選者については表
彰あり ※作品は府が啓発などに使用することがあります。応
募作品は、後日返却 ㊦作品の裏に応募票(募集案内裏面)を
張り・府生活衛生課動物愛護管理担当(〒602-8570)・山城北
保健所(〒611-0021)・府動物愛護管理センター(〒610-
1106)のいずれかへ郵送または持参 ㊦府生活衛生課動物愛
護管理担当☎075(414)4763・山城北保健所☎(21)2912・
府動物愛護管理センター☎075(331)1890

伝言板

<募集>■社交ダンスウイング 毎週土曜日19:30~21:
00 福祉センターなど 柿沼☎(52)4405 <お誘い>■ピ
アチェーレ演奏会(ママさんプラスバンド) 7月30日(水)
10:30~ 子ども連れ歓迎 文化パルク城陽 波戸瀬☎(52)
3752 <ダンスパーティー>■社交ダンスあすなろ 7月23
日(水)19:00~21:30 福祉センター 澁田☎(52)7754



| | |
|--|--|
| 南部コミセン☎(55)1002 FAX(56)6040 〒610-0111富野東田部70-1 | |
| やってみよう子ども囲碁・将棋教室~初歩から~ 7月26日(土)10:00~12:00 平居 修氏、堀井 健氏 | ※小・中学生対象(大人も可) 申込不要・無料 |
| 子どもアニメ映画会「はだしのゲン」 8月3日(日)9:00~12:00 | ※小学生以上対象 申込不要・無料 |
| 今池コミセン☎(56)0525 FAX(56)6041 〒610-0117枇杷庄知原15-1 | |
| 納涼の夕べ~納涼盆踊り大会~【8月2日(土)※雨天時は3日(日)】◎自由参加 ★模擬店コーナー(18:00~売り切れ次第終了)…ヨーヨーつり、スーパーボールすくい、綿菓子、かき氷、 とうもろこし、チョコバナナ、フランクフルト、焼きそば、おにぎり、飲み物ほか ★ステージ(18:30~ 19:50)…ソフトエアロピクス、和太鼓、カラオケ ★盆踊り(20:00~21:00)…音頭:奥昭夫氏ほか ※雨天翌日同時刻 | |
| 子ども料理教室 ~手打ちうどんとデザートもつくってみんなで食べよう!~ 8月9日(土)10:00~12:00 ヘルスメイト城陽 | 先着10人※小学生対象 材料費350円 ㊦22日(火)から来館か電話 |
| 名画鑑賞会「東京タワーオカンとボクと時々、オトン」 8月10日(日)13:30~15:50 オダギリジョー、樹木希林ほか | 申込不要・無料 |
| 寺田コミセン☎(55)0010 FAX(55)0197 〒610-0121寺田今堀1 | |
| サマーフェスティバル~コーラス・フラダンスほか~ 8月3日(日)13:30~16:00 文化パルク城陽 ふれあいホール | 申込不要・無料 |
| ペーパークイリング教室 ~お花のタペストリーを作ろう!~ 8月27日(水)13:00~15:00 鍋川由喜子氏 | 先着15人※小学生以上 材料費500円 ㊦材料費を添え来館 |

○申し込みや問い合わせは、各コミセンへ、開館日の9:00~17:00にお願いします
○コミセンの開館時間 9:00~21:00 月・祝は休み(寺田コミセンは、月・祝の翌日が休み※月が祝日の
場合には連休になります)

休日急病診療所☎(55)1112 ▶場所/保健センター内〔歯科は宇治市休日急病診療所☎(39)9430〕
(内科・小児科) ▶受付時間/9:50~11:30・13:00~16:30 ※日曜日・祝日のみ